

労災保険制度の見直しに関する要望書

～プラットフォームワーカーのためのセーフティネットの保障を求めます～

厚生労働大臣 加藤勝信 様

ウーバーイーツユニオン

貴職の日ごろのご活動に敬意を表します。

私たちウーバーイーツユニオンは、配達員の労働環境の改善を通して、全てのプラットフォームワーカーが安心して働ける社会の実現を目指し、2019年10月に結成された労働組合です。

現在、厚生労働省において、労災保険制度における特別加入制度の「対象範囲」や「運用方法」などについての見直しを行い、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での議論の参考とするためとして、特別加入の「対象範囲」についての意見募集が行われております。

私たちウーバーイーツユニオンは、プラットフォームワーカーの労働組合として、労災保険制度について、以下のよう
に要望いたします。

この間、政府の全世代型社会保障検討会議などにおいて、労災保険の特別加入制度の対象をフリーランス（個人事業主）に拡大していく方向性が示されています。しかし、特別加入制度は、保険料を個人事業主の側が負担し、その加入には特別加入団体の整備が必要となるなど、個人事業主の側に一定の負担とハードルがあります。現在の議論の方向性は、ウーバーのような個人事業主に対する支配性が強く、雇用類似の状態
で労働力を確保する企業側の責任や負担を回避して制度変更をすすめようとする姿勢が顕著です。

労災保険制度とはもともと、企業の事業活動に労働力を提供している労働者が、業務遂行中に事故等による被害を受けた場合には、その労働力を利用して利益を得ている企業が労働災害の補償義務を負うという制度です。つまり、企業が労働力を利用して利益を上げているならば、その営利活動に伴って発生した危険にも責任を負うべきという理念に基づくものです。さらに労災保険制度では、業務に関連する怪我や病気による労働者の損害を補填することだけにとどまらず、日本で働くすべての労働者の生活保障の機能も持っています。

こうした点を踏まえれば、政府は、労災保険制度についてのこれまでの狭い「労働者」の範囲に囚われることなく、様々な形態で働く人々に対して、その保障措置を広げていくべきです。そして、政府は、プラットフォームワーカーの業務によって利益を上げている企業に対しても、プラットフォームワーカーの健康と安全を守るための責任を果たすよう求めていくべきです。

よって、ウーバーイーツユニオンとしては、労災保険制度の見直しにおいては、「特別加入」の拡大で済ませるのではなく、ウーバーのような労働力を確保して事業を行う企業が労災保険の保険料を事業主負担する形で、労災保険の適用拡大を行うよう要請いたします。

具体的には、現在の労働者災害補償保険法を改正し、労災保険の対象を定めた条文を新設して、「労務を提供し、その対価を得ている者」など、現行のフリーランスの労働実態に即した対象の定義を行い、適用対象の拡大を行うことを要請いたします。

以上